

協議事項 2

専門部会規約 新旧対応表

旧 (R5.3.31まで)	新 (R6.4.1より)
<p>第1章 名称及び事務局</p> <p>第1条 専門部会は、神奈川県高等学校文化連盟軽音楽専門部会と称する。</p> <p>第2条 本専門部会は、各高等学校の該当分野に関する団体をもって組織する。</p> <p>第3条 本専門部会の事務局は会長・理事・事務局長いずれかの在任に置く。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 本部会は、神奈川県高等学校文化連盟軽音楽専門部会と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本部会は、県下の高校生の軽音楽活動の充実と発展に資することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 本部会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。 (1) 神奈川県高等学校総合文化祭 神奈川県高等学校軽音楽コンクール (2) 技術講習会 (3) その他、本協会において必要と認める事業</p>
<p>第2章 目的</p> <p>第4条 本専門部会は県内高等学校における軽音楽関係部活動の相互交流の促進と、健全なる部活動の発達を図ることを目的とする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 本部会は、県高等学校文化連盟（以下「県高文連」という）に所属する高等学校及びこれに準ずる学校の軽音楽分野に関する団体をもって組織する。</p>
<p>第3章 事業</p> <p>第5条 本専門部会は前条の目的を達成するために、以下のような事業の立案・実施をめざす。 (1) 講習会・研修会等の実施 (2) 県レベルのコンクール・発表会の実施 (3) 他県の関係団体との連絡と提携 (4) 本連盟の主催する行事への参加 (5) その他本専門部会の目的達成に必要な事項</p>	<p>第2章 役員</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 本協会に次の役員を置く。 (1) 部長 1名 (2) 副部長 1～2名 (3) 理事 1名 (4) 専門部会事務局長（以下「事務局長」と称する） 1名 (5) 神奈川県高等学校総合文化祭実行委員（以下「実行委員」と称する） 1名 (6) 編集委員 1名 (7) 会計 1～2名 (8) 会計監査 1～2名 (9) 幹事 若干名</p>
<p>第4章 組織</p> <p>第6条 本専門部会は神奈川県所在の高等学校（以下加盟校と称する）をもって組織する。</p>	<p>(役員選出)</p> <p>第6条 役員を選出は、次の通りとする。 (1) 部長、理事、事務局長、会計のうち1名、実行委員、編集委員は、役員会の推薦に基づき県高文連の会長が委嘱する。 (2) 副部長、会計のうち1名、会計監査、幹事は役員会で推薦し、部長が委嘱する。</p>
<p>第5章 役員</p> <p>第7条 本専門部会に次の役員を置く。 部長 1名 理事 1名（副部長兼務） 事務局長 1名 副事務局長 1名 会計 2名 会計監査 若干名 編集委員 1名 総文祭実行委員 1名 幹事 10名程度 相談役 必要に応じて</p> <p>第8条 部長は役員会の推薦に基づき、本連盟の会長が委嘱する。部長は本専門部会を代表し、会務を総理するとともに、県高文連の常任委員となる。</p>	<p>(役員任務)</p> <p>第7条 役員任務は、次の通りとする (1) 部長は、本協会を代表し、会務を処理する。 (2) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。 (3) 理事は、県高文連の理事会の会務を処理する。 (4) 事務局長は、専門部会の庶務を統括し、県高文連の事務局長会議の会務を処理する。 (5) 実行委員は、神奈川県高等学校総合文化祭等の職務に携わる。 (6) 編集委員は、高文連会報誌等を編集する。 (7) 会計は、本協会の会計事務を行う。 (8) 会計監査は、本協会の会計を監査する。 (9) 幹事は、本協会の各種事業の企画、運営、庶務を行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第8条 役員任期は、県高文連の規約に準ずる。</p>
<p>第9条 理事・副部長・事務局長・副事務局長・会計・編集委員・総文祭実行委員は、役員会の推薦に基づき、部長が委嘱する。 (1) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。 (2) 理事は、本連盟の理事会の会務を処理する。 (3) 事務局長は、本専門部会の会務を統括する。 (4) 副事務局長は、事務局長を補佐するとともに、文書管理の主任となる。 (5) 会計は、本専門部会の会計事務を行う。 (6) 編集委員は、本連盟会報誌等の編集を行う。 (7) 総文祭実行委員は、神奈川県高等学校総合文化祭の職務に携わる。</p>	<p>第3章 会議</p> <p>(会議)</p> <p>第9条 本協会に、次の会議を置き、部長が必要に応じてこれに招集する。 (1) 総会 (2) 役員会（運営会議）</p>
<p>第10条 会計監査・幹事は、顧問総会で加盟校の顧問より選出し、部長が委嘱する。 (1) 会計監査は、本専門部会の会計を監査する。 (2) 幹事は、役員会に出席し本専門部会の企画・運営・庶務等を行う。</p>	<p>第4章 会計</p> <p>(経費)</p> <p>第10条 本協会の経費は、県高文連からの本部会への補助金、およびその他の収入をもって充てる。</p>
<p>第11条 相談役は、役員会の推薦により部長が委嘱する。相談役は本専門部会の運営に関与し、部長の諮問に応じる。</p> <p>第12条 役員等の任期は1年間とする。但し再任を妨げない。補充された役員任期は前任者の残存期間とする。</p>	<p>(予算及び決算)</p> <p>第11条 本協会の収支予算は、役員会の議決により定め、収支決算は会計年度終了後、監査を経て、県高文連の承認を受ける。 (会計年度)</p> <p>第12条 本協会の会計年度は、県高文連の規約に準ずる。</p>
<p>第6章 会議</p> <p>第13条 本専門部会に次の会議を置く。 (1) 顧問総会 (2) 役員会</p> <p>第14条 顧問総会は年1回の定期総会とその他臨時総会として、部長が招集する。定期総会は次の事項について審議決定する。 (1) 予算及び決算 (2) 事業計画 (3) 役員委嘱 (4) 本専門部会及び本専門部会が主催する行事等の運営の基本方針 (5) 本専門部会会則に関する事項 (6) その他重要事項</p>	<p>第5章 補則</p> <p>(会則の改正)</p> <p>第13条 本規定の改正は、本協会の総会で議決し、県高文連常任委員会の承認を得るものとする。</p> <p>(細則の制定)</p> <p>第14条 本規定に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、別に細則を定めることができる。</p>
<p>第15条 役員会が必要に応じて部長が召集し、顧問総会により委託された事項を審議し実施する。</p> <p>第16条 各会議は加盟校の2分の1以上の出席をもって成立する。（委任状は出席とみなす）議案は出席者の過半数の賛否によって決定する。</p>	<p>第6章 附則</p> <p>第15条 本規定は平成15年5月21日より施行する。 本規定は令和6年4月1日より施行する。</p>
<p>第7章 会計</p> <p>第17条 本専門部会の会計は次のように定める。 (1) 本専門部会の経費は、本連盟からの専門部会への補助金、およびその他の収入を持って充てる。 (2) 本専門部会の収支予算は、役員会・顧問総会により定め、収支決算は会計年度終了後、監査を経て、本連盟の承認を受ける。 (3) 本専門部会の会計年度は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。</p>	
<p>第9章 補則</p> <p>第18条 本規定の改正には顧問総会の議決を必要とし、本連盟常任委員会の承認を得るものとする。 第19条 本専門部会の運営に必要な細則は役員会が別に定める。</p> <p>付 則 本規定は平成17年4月1日より施行する。 平成29年5月17日 一部改訂</p>	